

会 議 録

会議の名称	令和6年度第18回西東京市選挙管理委員会
開催日時	令和7年1月7日（火）午前10時00分から午前10時50分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 301会議室
出席者	鈴木久幸委員長・佐々木順一委員長職務代理・安齋慎一郎委員・二木孝之委員 田喜知和仁事務局参与兼事務局長・岡野昌司係長
議 題	議案第44号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について 議案第45号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第46号 個人演説会場の指定について 議案第47号 西東京市投票所・開票所秩序保持方針の改正について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録

会 議 内 容

○ 委員長

ただいまから令和6年度第18回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は4件でございます。

始めに、議案第44号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』と、議案第45号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題いたします。

この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、西東京市在外選挙人名簿に登録される者及び抹消される者について、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の1ページをお開きください。

議案第44号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、議案書の2ページに記載の男性2人、女性2人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。該当者の氏名や国内での最終住所、国外の滞在国等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので御覧いただければと思います。

続けて議案書の3ページをお開きください。議案第45号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、議案書の4ページに記載の男性2人が登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。氏名や国内での最終住所、帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので御覧いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性91人、女性112人、計203人となります。

以上で、議案第44号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』及び議案第45号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 委員長

特にないようですので、議案第44号と議案第45号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第46号『個人演説会場の指定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の5ページをお開きください。

議案第46号『個人演説会場の指定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第161条（公営施設使用の個人演説会等）第1項第3号の規定に基づき、公営施設における個人演説会場を指定することについて御決定いただくものでございます。

選挙運動のうち、公営施設を使用しての個人演説会については、公職選挙法第161条により、第1項第1号で学校及び公民館、同第2号で地方公共団体の管理する公会堂、同第3号で選挙管理委員会の指定する施設という定めがあります。

西東京市においては、第3号で指定している施設として保谷こもれびホール及び富士町市民集会所、コール田無があります。

この第3号で指定する施設として、新たに西東京市民文化プラザを指定するものです。西東京市民文化プラザは複合施設のため、西東京市民文化プラザを所管する文化振興課と協議し、5ページに記載の4部屋について、承諾を得ましたので、選挙管理委員会で指定するものです。

委員会で御決定いただけたら、東京都に報告することになります。また本年2月の市長・市議会議員補欠選挙を含め、今後執行される選挙から使用できることになります。

御審議の上御決定いただけますようお願いいたします。

以上で、議案第46号『個人演説会場の指定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 46 号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 47 号『西東京市投票所・開票所秩序保持方針の改正について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、西東京市投票所・開票所秩序保持方針の改正について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 6 ページをお開きください。

議案第 47 号『西東京市投票所・開票所秩序保持方針の改正について』を御説明いたします。

本案は、「西東京市投票所・開票所秩序保持方針」について、改正することを御決定いただくものです。

先月の委員会でもご説明いたしましたが、投開票所にて携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等の電子機器の操作の禁止を明確にいたしました。

御決定いただけましたら本日付でホームページ等にて告知していきます。

よろしく御審議の程お願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 47 号は、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

ほかに、事務局から連絡事項等がありますか。

その他の内容について事務局より以下のとおり報告、確認を行った。

- 1 令和 6 年度東京都市選挙管理委員会連合会委員長・委員合同研修会と懇親会について
- 2 次回委員会の日程について

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。

他になければ、本日の令和 6 年度第 18 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前 10 時 50 分 終了

以上

令和6年度第18回西東京市選挙管理委員会

日 時 令和7年1月7日（火）
午前10時00分から
会 場 西東京市役所田無庁舎
301会議室

議案第44号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について

議案第45号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

議案第46号 個人演説会場の指定について

議案第47号 西東京市投票所・開票所秩序保持方針の改正について

そ の 他

議案第 44 号

西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年1月7日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木 久 幸

令和7年1月7日付 在外選挙人名簿に登録する者（4人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			女	大韓民国
東京都西東京市			女	英国
東京都西東京市			男	パラグアイ共和国
東京都西東京市			男	フランス共和国

議案第 45 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年1月7日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木 久 幸

令和7年1月7日付 在外選挙人名簿から抹消される者（2人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた日後4か月を経過する者 住定日 令和6年8月12日 (東京都西東京市)
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた日後4か月を経過する者 住定日 令和6年9月5日 (東京都千代田区)

議案第 46 号

個人演説会場の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 7 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木 久 幸

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により、西東京市選挙管理委員会が指定する公営施設を使用するの個人演説会場として、次の施設を加える。

建物等名称	入場可能人数	面積	備考
西東京市民文化プラザスペース A	50 人	106 m ²	
西東京市民文化プラザスペース B	36 人	81 m ²	
西東京市民文化プラザスペース C	38 人	92 m ²	
西東京市民文化プラザスペース D	34 人	76 m ²	

所在地：いずれも、東京都西東京市田無町四丁目 15 番 12 号

管理者：いずれも、西東京市生活文化スポーツ部文化振興課長

議案第 47 号

西東京市投票所・開票所秩序保持方針の改正について

上記の議案を提出する。

令和7年1月7日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木 久 幸